

平成28年(ワ)第13525号 安保法制違憲・国家賠償請求事件

原告ら 堀尾輝久、辻仁美及び菱山南帆子ほか454名

被告 国

準備書面(3)

(被害論その1)

2016(平成28)年11月22日

東京地方裁判所民事第一部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

弁護士 伊藤 真

同 内田 雅敏

同 黒岩 哲彦

同 杉浦 ひとみ

同 田村 洋三

同 角田 由紀子

同 寺 井 一 弘

同 福 田 護

ほか613名

【目次】

第1 はじめに

第2 原告らの被害

1 70余年前のアジア・太平洋戦争により被害を受けた原告ら

(1) 戦争により被害を受けた原告らに共通する被害

(2) それぞれの被害の実情

ア 東京大空襲被害者である原告●●●●の場合

イ 東京大空襲被害者である原告●●●●●の場合

ウ 東京大空襲被害者である原告●●●●●の場合

エ 長崎原爆被害者である原告●●●●●の場合

オ シベリヤ被抑留者である原告●●●●●の場合

2 子どもや孫を持つ原告

(1) 若者が殺し・殺される兵士となることの現実性

(2) 被害の実情

ア 2人の子どもを持つ原告●●●●の場合

3 海外での運輸業務等に携わる者の被害

(1) 航空機関で働く労働者、船舶で働く労働者、鉄道で働く労働者ら

(2) それぞれの被害の実情

ア 船舶での運輸業に携わりその危険を知る原告●●●●の場合

イ 航空機での運輸業に携わりその危険を知る原告●●●●の場合

4 信念や生き方を害された原告ら

(1) 信念や生き方を害された原告らに共通する被害

(2) それぞれの被害の実情

ア 原告●●●●の場合

～大学教授として研究と教育において貫いた思想を打ち碎かれることになった被害

イ 教科書裁判を支えた原告●●●●の場合

～戦争をしないために真実を教える教科書を作るため人生を掛けてきたすべてが否定された被害

ウ ジャーナリスト 原告●●●●の場合

～ジャーナリストとして命の大切さと平和を核心として真実を取材し報道する使命を持ってきた生き方を全うできなくなる危険にさらされた被害

エ 元教員 原告●●●●の場合

～教員として子どもたちに生命の大切さ、相互にそれを尊重する気持ちを育てることに専心し、自らの実践としては戦後補償の活動こそが平和に資するものと尽力してきた信念を害された被害

オ 大学教員 原告●●●●の場合

～憲法研究者としての核心である人権の尊重とそのための平和主義というプロフェッショナリズムを否定された被害

カ 真剣に生きてきた若者 原告●●●●●の場合

～祖母からの言葉に学んだ20数年の人生の核心部分を破壊された被害

キ 宗教家 原告●●●●●の場合

～宗教家としての信仰が害され、信徒の信仰を守ることの困難となることや、東南アジアで築いた信仰に基づく絆が破壊されることによる被害

5 テロが発生する高い蓋然性を持った危険に恐怖を感じその平穏な生活と精神を脅かされる原告ら

(1) 現に米軍基地や自衛隊基地の周辺に居住している原告、原発の被害を熟知し恐怖を感じている原告、海外での日本人の扱いを知っている原告ら

(2) それぞれの被害の実情

ア 基地周辺に暮らす原告●●●●の場合

～安保法制の成立によってもたらされるであろう原子力空母に対するテロ攻撃等によりにより生命身体の危険にさらされることへの不安と焦燥にさいなまれる被害

イ 元原発技師原告●●●●の場合

～容易に攻撃対象とされやすい原発の脆弱性と被害の重大性を熟知し、その被害に住民と国の受ける打撃に絶望的な思いにさいなまれる被害

ウ 海外での受け止めを知る原告●●●●の場合

～知人を持つ海外での生活を送り、知人を海外に多数持つことから、海外での日本人は被差別側の有色人種であり、日本国への信頼をなくしたとき、日本人は海外で安全を保障されてはいないことを知り、その危険性に焦燥感にさいなまれる被害

第1 はじめに

本件において、原告らは新安保法制法の「成立」及び施行によって受けた平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害を訴えている。これに対し、被告は、「国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められない」、「原告らが人格権の内容として述べるところは、結局のところ、我が国が戦争やテロ行為の当事者になれば、国民が何らかの犠牲を強いられたり危険にさらされるのではないかといった漠然とした不安感を抱いたという域を超えるものではない」などと主張する。しかし、原告らの被害は、けっして、被告のいうような「漠然とした不安感を抱いたという

域を超えないもの」などではない。

新安保法制法の制定は、多くの市民・国民の権利・利益を侵害し、具体的に大きな被害を与えた。多くの市民・国民が、現行憲法のもとで少なくとも戦争とは無縁に平和に生きることを保証されてきた日常は、新安保法制法により一挙に覆された。そのことにより、原告らは、平和的生存権、人格権、憲法改正・決定権の侵害を受け、現実に苦痛にさらされ、それまでとは異なる人生を送らざるを得ないことになった。原告らの受けた被害は、これらの被侵害利益のそれぞれの一つのみではなく、複合的な被害である。平和的生存権の侵害は、人格権の侵害を必然的に伴っている。しかも、その侵害は、原告らの憲法改正・決定権の侵害によってもたらされている。原告らには様々な人が含まれている。年代も経験もさまざまである。そのさまざまな人々が深刻な危険にさらされ、苦痛を受けている。原告らが、その置かれた立場や経験に応じて、法的に保障されてきた権利や利益を侵害されたことについて、本準備書面以下、今後数回に分け、被侵害利益に係る深刻な被害実態について述べる。

第2 原告らの被害

1 70余年前のアジア・太平洋戦争により被害を受けた原告ら

(1) 戦争により被害を受けた原告らに共通する被害

ア 原告らのある者は、東京大空襲や広島、長崎の原爆により被害を受け、シベリアに抑留されるなど外地で過酷な捕虜生活を送らされた者達である。

イ 新安保法制法は、日本を戦争ができる国に作り変えるものである（このことについては追って書面で論証する。）。このことによって、上記の原告らの心身に深く刻まれた過去の苦難は、いろいろな形でその心身を苦しめるのである。一つには、自身の心身に受けた苦痛に伴う心的なトラウマの再燃、あるいは増悪が起こることである。また、肉親を悲惨な苦しみの中で失った苦痛や寂しさ、家族を守れなかった苦悩、自分だけが生き延びてしまった自

責の念など、その心の傷は今なお残り生涯に渡って自分を責めさいなむ精神的苦痛を負っている。さらには、これらの原告の多くは、すべての財産を失ったり、焼け野原から生きなおす中で人に語れないような惨めで辛く、筆舌に尽くしがたい経験をたどってきた者である。

このように、原告らがかつて遭遇した重篤な戦争被害体験は、トラウマ（心的外傷）として体の中に記憶されている。

これらの原告らは、新安保法制法の成立により、再び戦争が起こるという不安がストレスになり、精神的な苦痛を受けている。しかも、一度トラウマを心に刻み込んだ人は、その後のより軽いストレス体験によっても大きな傷口を広げてしまう傾向があるといわれる。折しも、原告らは人生の晩年にある。戦争後の仕事や結婚、子育てなどの実生活体験の忙しさによって隠蔽されていたトラウマが、この実生活体験の縮小によって表面化してくる時期にあたっている。新安保法制法の成立という戦争への不安は、かつてのトラウマを二重三重に増悪させ、大きな精神被害を与えている。

ウ これらの原告たちが、その過酷な人生を今日まで生き延びることができたのは、憲法が保障した平和の安堵感ゆえであり、平和な生活の再建により戦争被害から立ち直ることのできた昭和史の展望であった。

それは、たとえ貧しい生活であっても、戦争によって命と生活を奪われ、精神の自由を奪われることはないという、人間にとって最も重要な権利・利益が保障され、新安保法制法の成立までは、不十分ではあっても、その保障が現実だったのである。また、大切な人や肉親らが犠牲になったことで負った原告らの苦痛は、その命と引き換えに平和憲法を残してくれたと考えることで和らげられた。原告らにとっては亡くなった人たちの命は報われたという思いがあった。犬死にではないという慰めがかろうじて原告らの 70 余年を支えてきたのである。

ところが、新安保法制法は、原告らの心の拠り所であったこれらをすべて

否定した。原告らは、かつての生命と精神の危機に再び遭遇させられることに、恐れおののいているのである。

エ このように原告らの現状は、かつての戦争被害に遭ったところに味わった精神的な不安、苦悩、寂寞、後悔や自責の念が蘇り、不安に陥れられている。これは、まさに個人の身体や精神の健全さを害し、生活に関する平穏さを害されているのであり、人格の本質に関わる権利（人格権）を侵害されているとしかいいようのない状態にある。

また、過去に戦争被害を受けた原告らにとっては、新安保法制法の成立が、過去の戦争被害を再体験させるおそれを感じさせることから、他の原告にも増して平和な中で生存する権利に対する侵害の不安も大きい。以下の原告らの平和的生存権侵害、人格権の侵害及び憲法・改正決定権の侵害は、著しく強いといえる。

オ 戦争体験者が経験した壮絶な被害に伴うトラウマの被害性とその後の日本の平和主義の逸脱、とりわけ新安保法制法の成立にいたる経過が、原告らにとって特別に大きな苦しみとなることについては、多くの精神科の医師が述べているところであるが、精神科医蟻塚亮二は、戦争トラウマを受けた被害者に対して、戦後復興のこの日本の歴史経過が特殊な被害を与えていることを指摘する。

蟻塚は、トラウマ発生の大きな原因となっている 3.11 の東日本大震災とその後の福島原発事故は、戦後ひたすら経済成長だけを目指したことの破綻だった、1945 年の敗戦を招いたのは明治開国以来の東アジアへの侵略政策であったという。また蟻塚は「だとすると、日本人がもう一度立ち戻るべきは明治開国の時点に戻り、国のあり方を考えるべきではないか。しかし、日本は明治開国に戻るどころか、今の安倍自民党政府は、特定秘密保護法を制定し、集団的自衛権を日本が有するという解釈改憲によって武力で隣国や他国と戦えるようにしようとし、さらに原発の再稼働から国外輸出まで進めようと

している。どうして日本人はいともやすやすと先の大戦の痛みを忘れてしまったのだろうか？」と述べる。そして、蟻塚は、トラウマ学の泰斗であるヴァン・デア・コルクが日本人は戦争などのトラウマにまともに向き合っていないことを知って驚いたことに言及する。

このように、戦争トラウマは、甚大な被害であるにもかかわらず、戦後 70 余年、その回復にまともに国が取り合わないばかりか、今回の戦争のできる国になる法の制定など、戦争被害者に対しては、はかりしれない再度のトラウマ被害を与えている（「沖縄戦と心の傷」大月書店 蟻塚亮二）。

その意味で、戦争被害者である原告らに対しての、今回の被告国の加害はその違法性の程度が著しく大きなものといわなければならない。

(2) それぞれの被害の実情

ア 東京大空襲被害者である原告●●●●（原告番号 504）の場合（甲 D504）

昭和 20 年 3 月 10 日の東京大空襲は、2 時間あまりの間に東京下町を炎がなめ尽くし、約 10 万人が焼き殺され、約 100 万人が罹災したというすさまじい戦争被害だった。原告●●は、炎の中で母と幼い弟たちを亡くし、父親は、大火傷を負いながらも、生き長らえたが、住居、生活用品、食物すべてを失い、大火傷で命を取りとめたものの、眼瞼や唇は反り返り、耳たぶも融けてなくなり、顔中ケロイドの状態になった。その顔面ケロイドは人が目を背けるようなひどい様子だったが、父は奇異の目にさられながらも、働いて、幼い原告●●を育ててくれた。父はそんな被害を受けながらも、妻や子を守ってやれなかったことに苦しんでいた。原告●●の人生は、母や弟たちを失い、父を苦しめ続けた、そんな戦争の傷跡の中で形作られてきた。新安保法制法の成立により、原告●●はあの戦争がまた起こり、あの辛い生活が繰り返されるのではないかと、70 数年前の日々の記憶を呼び覚まされ、心が押しつぶされそうな苦しい思いにさいなまれている。戦争はしないという憲法 9 条をよすがにすることによって遠のいていたはずの心の痛みが、新安

保法制法の成立によって、再びかさぶたをはがされるように蘇えり、亡くなった母の顔や、小さかった弟たち、そして苦しんで苦しんで私を育ててくれた父のあのケロイドの残った面影が浮かんでくる状態となっている。

戦争の傷は、親や弟たちを失った寂しさもあるが、傷ついて生き残った父との生活のなかで、家族を守れなかった父の慟哭や、ケロイドを非難されること、そのことで娘である原告●●に辛い思いをさせたくないという父の心遣いなど、様々なものが、原告●●の心に残った。原告●●にとっての新安保法制法の成立は、それらすべてが再び原告●●にのしかかるような大きな不安であり恐怖である。まさに全人格に受けた過去のトラウマが、再び新安保法制法の成立により呼び覚まされるような甚大な被害を受けているのであり、原告●●の人格権が侵害されているものである。

イ 東京大空襲被害者である原告●●●●●(原告番号 506)の場合(甲 D506)

原告●●は、東京大空襲当時 21 才であった。空襲はバケツリレーで消せる程度のものと伝えられており、空襲がきても逃げることは認められていなかったが、夜半に空襲警報がでて家族で逃げたときには、すでに空を埋める B29 が焼夷弾を落とし、町中が炎の海となった。3 月の乾いた風に煽られた火の手にも攻められ、逃げ惑う多くの人が 3 月の隅田川に飛び込んだ。原告●●は、川につきだした栈橋から落ちないようにしがみつき、風に煽られて押し寄せる炎から身を守るため、栈橋の下の隅田川の水を鉄兜で掬っては頭から被りつづけて生き延びた。ようやく出会った母と寒さをしのいだのは死体が燃えるたき火だった。数時間前まで一緒だった父と姉を亡くし、仮埋葬場で掘り返して見つけた二人は、ツーと鼻血を流した。空襲の夢を見ることが多く、どうして父と姉を助けることができなかったのだろうと自分を責め続けた。原告●●は、このときに一生分の涙をすべて流した。その後、結婚や子育てなどに紛れ、戦争はしないという憲法の下であの場面の夢を見ることは次第に少なくなっていたが、新安保法制法の成立は、あの戦争前夜を思

わせるもので、90才を超す原告●●の平静だった心は不安に乱れている。

原告●●は、戦争被害を受けたことが成人してからであったことから、国の政策によって多くの国民が何万という単位で簡単に亡くなることや、その死体がたき火の燃料のように山積みになっていたこと、振り返れば手の届くところにいそうな平穏な日常を送った家族が亡くなってしまふ、という理不尽さや無常さを心にとどめている。

戦争の不安を感じることは、単に貧しさ、ひもじさ、寂しさを思い出すにとどまらず、社会の矛盾や人の無力さを、庶民ではどうすることもできない暗く重い帳のように蘇らせるのである。新安保法制法の成立が原告●●に及ぼした被害は、その全身全霊に及ぶような人格的な価値に大きな苦悩と不安を与えるものである。

ウ 東京大空襲被害者である原告●●●●（原告番号 507）の場合（甲 D507）

原告●●は、小3のとき、東京大空襲で父母を失った。戦争の被害はあまりに辛すぎてずっと話すことができなかった。

遺体は父しか見つからなかった。この日まではとても楽しい生活だった。原告●●と弟は、母親違いの17才年上の兄に引き取られた。原告●●らを引き取った兄宅にも3人の子どもができ、戦後の食糧難の中、兄嫁にとっては、原告●●らはお荷物で、実子たちとは食事も何も差別された。原告●●と弟は朝5時半に納豆を仕入れに行き、これを売って学校に持っていくお金を作った。一緒に寝ていた弟は布団の中で毎夜泣いていた。ある日、兄嫁が近所の人に原告●●姉弟を「泥棒猫」と話しているのを聞き、おもわず兄の子を背負ったまま、京浜急行の踏み切りに走ったが、背中の子の「ギャー」という異様な泣き声に「私には弟がいる。死んではダメだ。死ぬわけにはいかない。」と我に返った。やがて、旅館で住み込みで働き始めるが、給仕中に暴行されそうになり、辛く悲しかった。弟の中学卒業を待って、2人で3畳一間からの生活を始め、自分の意思で電気を消して寝られる幸せを感じた。

それもつかの間、2年半の女中生活の間にかつてかかった小児結核が進行しており結核性腹膜炎を発症して生死をさまよい、1年半入院した。内臓の癒着という後遺症を残し妊娠できなくなった。さらに手術時の輸血がもとでC型肝炎になり、すでに肝臓がんへ移行している。戦争の被害に苦しんだ一生だったと原告●●は思う。新安保法制法の成立は、この記憶の蓋を外した。自分と同じように人生を変えられてしまう孤児がまた生まれてしまうと、いよいよのない不安が襲い、何とかしなければと苦悩する日々を送っている。子どもころに親からの庇護も受けられない寄る辺のない立場に放り出され、弟をかばいながら戦後の苦しい時期を生き延びた原告●●の過酷な人生は、その体の深い所に大きな精神被害を刻印したことは間違いない。

戦争という不安は必然的に原告●●の心の傷のかさぶたをはがして、大きな痛みをもたらすのである。このような全人格的に及ぶ被害として人格権の侵害を受けたものである。

エ 長崎原爆被害者である原告●●●● (原告番号 518) の場合 (甲 D518)

1945年8月9日に投下された原子爆弾は、7万4000人(長崎の人口の約3分の1)を死亡させ、その後も原爆の被害を残している。

原告●●はこの日のことをよく覚えている。ピカーと光って窓から外をみると、外に電気がついたように真っ黄色だった。気づくと窓ガラスが爆風で全部なくなりガラスが友だちの体中に刺さり、自分も顔や頭にもガラスが刺さった。友だちはみんな泣いていた。その日父の薬をもらうために爆心地となった浦上の病院に出掛けた母は、背負った妹とともに二度と帰ってこなかった。

原告●●の住む西山町は爆心地の南東に当たる場所であり、火の海となった爆心地浦上から山を越えて数珠つなぎになって歩いてくる被爆者たちの行列を見た。原告●●には、皮膚がめくれて垂れ下がりピラピラした人たちの行列は、誰一人としてまともに生きていた人の姿には見えなかった。「水

を下さい」「水を下さい」と言われ、原告は水をあげようとしたが、近所のおばさんから「水はあげてはだめよ、死んでしまう」と言われてやめた。しかし、飲ませてあげればよかったとずっと後悔している。鮮明に映像として記憶に焼き付いている山道を数珠つなぎでよろよろと上がってくる被災者の光景は、怖いという感じはなく、心がマヒしていたのだと思う。その後、長崎大学経済学部のグラウンドで毎日死体が火葬されていた。その煙の色もおいも忘れられない。これらの感覚は、しばらく封印されていたが新安保法制法の成立で、頻繁にわき出るように思い出され、苦しい思いをしている。原告●●は「今は原爆ももっと威力が強くなり、被害はもっと大きくなるのではないだろうか」と不安に思う。その脳裏には、あの数珠つなぎの人たちが今度はどんな姿で列をなすのだろうか、恐ろしい気持ちがよぎる。原告にとってこの過酷な映像とにおいなどはわずか9歳の時から、脳裏に、体に刻印されたものである。これが戦争であったことは8月15日のラジオ放送で理解していた。原告●●は、新安保法制法の成立によって、意識的か無意識的かに関わらず漠然とした、しかし大きな不安を抱いている。これは過去の戦争被害によって原告●●の心身に刻まれた精神的な傷が再び蘇ることによるものであり、まさに、原告●●の人格にねざした深い権利侵害であって、人格権侵害である。

オ シベリヤ被抑留者である原告●●●● (原告番号 503) の場合 (甲 D503)

終戦直前の8月9日、ソ連軍が満州国に侵攻し、当時中国大陸にいた約250万人の日本人のうち推計で30万人が亡くなり、多くの子どもたちも残留孤児となった。終戦1週間後の8月23日、スターリンが秘密指令を出し、中国大陸や朝鮮半島に残る約60万人の日本人を旧ソ連・モンゴルなどの地域に強制移送した。約2千カ所ともいわれる広範囲の収容所に送られ、劣悪な環境で強制労働につき、特にシベリアの地では寒さと飢えで5万5千～6万人が命を落とした。帰国がかなうまでに平均で3～4年、最長で11年か

かった。帰国後も「ソ連政府から教育を受けたアカだ」などと差別され、就職にも大変苦労した。当時シベリア抑留者はこのような被害に晒された。

原告●●は18歳で、新潟の旧制中学にいたが陸軍の命令で強制志願させられ、その中学から生徒30人が召集された。特別幹部候補生という名目だったが、実態は特攻隊のパイロットだった。原告●●は、満州に送られ、昭和20年を過ぎ、戦争が終わるところになると満州にあった戦闘機がどんどん沖縄などへ送られたり、戦争で破壊され、最後は1機もなくなった。内地からの補充を待つうちにソ連軍と戦うことになった。満州での戦いは特攻隊と同じで、上官から死ぬ覚悟で戦うことを命じられ、帰ってくるガソリンもないまま飛行機が飛び立ったりし、終戦までのたった1週間で8千人以上が戦死した。終戦間際には鉄砲も3人に1挺という有様だった。ソ連軍とも満足に戦えず、最後には捕虜になった。その後、列車で北へ向いソ連の方々の集結地に向かわされたがたどり着く間にも、途中、栄養失調、極寒、汚水による赤痢、コレラ、発疹チフスなどで1万人近く死んだ。原告●●は、テルマという町に連行され収容所に入れられたが、人口5千人の町に1万4千人の捕虜が入ったために、1年後にはカエルやヘビもみな食べ尽くされるほどだった。平均気温は零下27、28度で、寒くて体力を減らし、死ぬ人もあった。原告●●が思い出すのは、収容所にいた時に関係者から憲法9条が制定されたことを知らされ40人ほどの収容者がバンザイと歓喜の声を上げたことだった。原告●●は1949年5月に帰国したが、その後も警察が尋ねてきて思想を確認されていた。殺し・殺される新安保法制法が強行採決され、施行された。「若者たちのためにも、また、死んでいった戦友たちのためにも二度と戦争はしてはならない。」と、戦争に関わった世代として原告●●は重い責任を感じてきた。しかし、この原告●●の思いや、無念で亡くなった兵士たちをも否定するような今回の政府国会のやり方には、怒りのみならず心をズタズタにされたような苦しく悲しい思いである。そして、新安保法

制法の成立により戦争に突き進みそうな今の状況は、老いた原告●●に筆舌に尽くしがたい極寒の異国での生活を蘇らせ責めさいなんである。原告●●のこの壮絶な体験は、その中から終生消えるものではなく、このことのトラウマは非常に激しいものである。したがって、新安保法制法の成立の前から原告●●が味わってきた、再び戦争が起こるのではないかと漠然とした恐怖は、原告●●のトラウマを再燃させ増悪させるに十分な加害である。立法されたというストレスでも、原告●●にとっては大きな精神被害の再発の引きがねとしては十分なものである。原告●●の受けている被害は、その人格のそのものに根ざす、生命の根源のところ突き刺さるようなものであって、この被害は人間としての多くの権利にまたがる幅広い権利の侵害として人格権が侵害されたものというほかない。

2 子どもや孫を持つ原告

(1) 若者が殺し・殺される兵士となることの現実性

ア 子を持つ親は、新安保法制法の成立により、日本が戦争する国になり、若者が兵士とされる具体的な危険を感じ、子どもの平穏で人間らしい最低限の幸福な生活を願う者として、居たたまれない不安・焦燥・苦悩にさいなまれている

新安保法制法が成立し、施行されて発動されることで、自衛隊員は任務の中で命を落とすことは必至である。多くの自衛官は災害救助や国の防衛を目的に志願していたのであるから、自ずと自衛官の志願者が減少し、その補給が必要となる。先の国会で「徴兵制は憲法 18 条があるからとることができない」という安倍首相の国会答弁があったが、憲法 9 条でさえ解釈改憲で変更する現政権の下では、「18 条の下での徴兵制も可能」という憲法解釈は容易である。また徴兵制を敷かずとも若者が経済的苦境から自ずと自衛官を選択せざるを得ない、いわゆる経済的徴兵は、アメリカでも現実に起きている事

象である。今の日本の非正規雇用の増大による生活不安定層の拡大という社会情勢に鑑みると、子の将来を案ずる子を持つ親の悲痛な思いは杞憂であるとは決していえず、現実性を帯びてくる。

イ 子どもや孫の将来を案ずることは、人間の本性である。21世紀に入りクローズアップされてきた被害者問題において、とりわけ子を失う親たちの慟哭がいかばかりか、またそのときから「時間が止まる」といわれることは多くの書物にも著されている。子や孫が人を殺し・殺される状況に置かれることは人間としての根源的な幸を奪われる。「まだ殺されていないだろ」という話ではなく、まさに死に至ることを止めることが可能な状態であるにもかかわらず、自らそれをコントロールできず、死に至る危険の因果の流れに乗せて止められない焦燥感は塗炭の苦しみで、これ以上の人間の核心部分の侵害はない。それは人格権を侵害しているといわざるをえない。さらに言えば、また、平和な中で暮らせる権利、平和的生存権も侵害された状況にある。

(2) 被害の実情

ア 2人の子どもを持つ原告●●●(原告番号2)の場合(甲D2)

原告●は、この春(2016年)大学を卒業して社会人になった長女と大学2年の息子を持つ。原告●はかつて政府の政策に対して疑問を持ってこなかったが3.11の原発事故以来、政府の出す情報が国民のことを考えてはいないのではないかと思うことが重なり、放射能のことや食の安全も含め子どものことも自分で考えて行動しなければと思うようになった。新安保法制法のことについても「だれの子どももころさせない」を合言葉にするママの会に関わった。

国民の8割が時期早尚と言っていたのに耳を貸さずに強行採決され、原告●は日本が海外に出かけて行って戦争できる国になってしまったと絶望感と不安感で押しつぶされそうである。

折しも、沖縄の東村・高江のアメリカ軍ヘリパッド建設工事に反対してい

る人々の応援に行ったときに見たのは、若い機動隊員が住民を暴力で羽交い締めにして強制排除する姿だった。戦争できる国になるということは、こういった暴力が許される社会であり、それを現場で担わされるのが若者なのだ。大学生の半分以上が利息付の返済が必要な奨学金を借りているという現実には照らすと、原告●の息子のような若者が経済的徴兵によってこの加害者になり、被害者になることが現実にかかることだと感じ、身震いする。原告●は「子どもたちを戦争に加担させるために産み育ててきたのでは、断じてない」と強く思う。武器輸出解禁や自衛隊海外派遣などのニュースもこの法律への不安に追い打ちを掛けている。原告●は「私たちの国は政府の行為によって再び戦争の惨禍がおこることのないようにすることを決意したのではなかったのですか？」と悲痛な思いで声を上げ続ける。原告●のこの親としての思いは自分の子にとどまらず、この国の子どもたちすべてについて、子どもたちを大切にしない国のあり方に大きな憤りと、悲しみと、焦りを感じている。親が子を思う思い、次の世代を大切にしたいという思いは、人の精神活動の根源のところにあるものであり、新安保法制法が原告●のような「ママ」から奪っている権利はまさに原告●の人格権そのものであり、平和な中で暮らす平和的生存権である。

3 海外での運輸業務等に携わる者の被害について

(1) 航空機関で働く労働者、船舶で働く労働者、鉄道で働く労働者ら

航空機関で働く労働者、船舶で働く労働者、鉄道で働く労働者らは、新安保法制法の下においては、いったん事があれば、自分の意思に反しても、物品の輸送、人の輸送によって戦争行為に協力することが求められる立場にある。彼らは、積み荷の内容を知らされる場合もあるが、知らされない場合もある。ただ、黙々と運ぶのみである。原告らのうちのこれらの労働者である者は、すでに危険と背中合わせの現場にいる。戦争に関わらせられることにより自己の身体生命の安全

に危険が差し迫っていてもそれを自らコントロールし、自らを守れない状況に置かれることは、「平和的生存権」と人格権の侵害である。これらの原告らは、新安保法制により、戦争する国が現実化したことで、その危険がさらに増すことを実感している。

(2) それぞれの被害の実情

ア 船舶での運輸業に携わり、その危険を知る原告●●●● (原告番号 517) の場合 (甲 D517)

原告●●は、1962年に船員となり、1987年に退職するまで一等航海士として、主として外航船員として働いていた。1980年に始まったイラン・イラク戦争の際には、原告●●は原油を輸送するタンカーの一等航海士として、ペルシャ湾を何度も航海していた。日本の船が攻撃の対象になるかもしれないということで不安になったことを記憶している。当時、交戦国はペルシャ湾に入る外国船を攻撃対象とするといっていたので、原告らは攻撃されないためにイラン・イラクと合意を取り付け、日本船はペルシャ湾に入るときには、日の丸を大きく掲げることで、イラン・イラク両国に分かるようにする方法をとった。このような合意が外交レベルでできたのは、日本が憲法9条で戦争を放棄した中立の国であるということを知っていたからであり、また日の丸を掲げることで攻撃しないように現場が徹底できたのも、憲法9条が広く知られていたからにほかならない。このおかげで、日本船は一隻も攻撃されることはなかった。

ところが、政府が憲法9条の精神を捨て去り、海外での武力の行使が可能になる集団的自衛権を閣議決定してから、海運業界ではすでにその影響が現れている。周辺事態法では、「後方支援」の民間協力を求めており、船員を予備自衛官として、武器等の輸送に用いることが想定されている。実際に、防衛省と船舶会社との間では既に、2隻のチャーター契約が結ばれている。普段は船舶を通常利用してもよいが、有事の際には、防衛省の命令によって船舶を自衛隊

がチャーターできるという内容である。このときに船舶を運航するのは「自衛官」となっているがこれらの船舶は、現役の自衛官では操作が無理なので、船員を予備自衛官として、自衛官の身分で船舶を航行させることとなる。現場の船員にとっては「後方支援」の名の下、いつ攻撃されるか分からない状況に置かれる危険性が高いものであるが、船のチャーター契約は、船舶会社としては黙ってもお金が入ってくる魅力的な取引であるため、船員が危険にさらされることになる。現在、このような船舶会社に就職する際に、予備自衛官になることを条件としており、拒否すれば採用されなくなるという状況にある。

政府は、「後方支援」は安全であるかのように説明するが「後方支援」は兵站活動であり、前線部隊に食糧、武器弾薬、医療物資等を運ぶのだから、敵からみれば、攻撃し、補給を遮断するのは効率的であるから、後方支援が安全であるはずはない。そして、輸送船は反撃の手段を持っていないため、むしろ前線より危険である。このことは、第二次世界大戦中に、日本の民間の船舶が輸送船として徴用され、魚雷の攻撃対象になって多くの犠牲がでた事実からも明らかである。大きな物流を担う船乗りは、航海において平和が最優先であることを大きな過去の教訓として学んでいるのである。

集団的自衛権の行使容認を政府が決めてから、日本の船舶が安全ということは全くなくなり、先日のダッカでの日本人襲撃でも明らかのように、むしろ日本が攻撃対象として扱われる事態になっており、海運業界を初めとする運送に関わる業界にその影響が避けられないものとして、非常に恐怖感を持っている。

現役の船員は、生活もかかっており、不安があるからといってそこから逃げることはできない。原告●●は元船員として、今回の安保法制によって、後輩たちがどれほど不安であるか自分のことのように心が痛んでいる。おそらくは、何も知らないことにして任務をひたすら遂行することに専念しようと、現場の船員が恐怖を避けるようにして仕事に就いている姿は想像に難くない。そ

れゆえに、原告●●は、運輸の仕事に就いた経験と、運輸機関が狙われるリスク、そして現場での船員たちの苦悩を思うとき胸がつぶれそうな思いであり、かつて学んだ平和が保てない海での悲劇を現実のものとしてリアルに想像し、大きな恐怖を感じるのである、このような精神的な被害は原告●●の人格権を侵害するものである。

イ 航空機での運輸業に携わりその危険を知る原告●●● (原告番号 508) の場合 (甲 D508)

原告●●は、現在民間航空機会社に勤務するが、その前には自衛官であった経験がある。元自衛官として新安保法制法により後輩自衛官が「戦争で死ぬ」ことになることの苦悩と、民間航空運輸に携わる者としての新安保法制法によるすでに被害を被っている。

(ア) 原告●●は高校卒業後、海上自衛隊第25期航空学生として入隊し、パイロットを志願し、訓練を経て三等海尉として岩国基地配置になって以降10年ほど、水上飛行艇であるPS1に乗り、主に潜水艦や不審船舶の哨戒飛行を行っていた。PS1はパイロット2名のほか、戦術士をはじめ対潜水艦クルーが後部に10人が搭乗して、任務に当たっていたが、原告が勤務していた間に、訓練を含めて4機が事故を起こして墜落し、多いときには一度に12人の自衛官が殉職した。このように先輩や後輩の死に向き合うことも多かった。それでも憲法9条があることで、戦争はしない、専守防衛であるということを押さめられており、戦争は起きないものであり、戦争での自衛官が戦死することは考えなかった。

原告●●は自衛隊時代には、戦史を学び、古くからの兵法も学んだが、今ではミサイルなどで自らは遠く安全な場所にいたまま、建物などを破壊することもでき、結局、敵を追い詰めるには、食料や武器を補給する後方支援である兵站活動を狙うことは当然のことであり、兵站が一番狙われ易い危険な任務であることは自衛隊員ならば誰でもわかっていることである。今回の法

制の下では、自衛官たちは国際人道法上の地位の保障もないままに、容易に死に結びつく危険な場所にやられることになるのを知っているだけに、原告●●は身を切られるような思いがしている。多くの自衛官たちは、3.11などの大災害の場で人の命を助けるために働く自衛官にあこがれ、自衛隊に入ってきたものである。また攻撃されたときには国防のために戦いたいと志して自衛官になった後輩たちであることを知っている。必ずしも正義とは言えない判断も行う他国アメリカの指揮のもと「人を殺し、殺されるかもしれない」立場にその後輩たちが置かれることは、忍びなく、原告●●の心は新安保法制法成立前から重く沈んでいる。後輩たちは命を落とすか、心を病んで帰るか、人を殺した苦悩に責めさいなまれて暮らすのか。原告●●は元自衛官としての立場からもその精神的苦悩は大きくまさにその人格権が侵害されている。

- (イ) 原告●●は、39歳の時（平成6年）に退官し、日本エアシステムに入社し（その後日本航空に吸収合併された。）パイロットとして勤務を始めた。安保法制が成立し施行されたことで、民間航空会社も様変わりしてしまう危険性に不安が募っている。有事の際には民間航空機が武器や弾薬などを載せてはいけないと航空法上定められている。それが守られなければ、逆に民間航空の安全な運行が保てないからである。しかし、2000年に米国防総省が防衛施設庁（当時）を通して日本の航空会社に対して「米軍輸送資格」の取得を要請していることが明るみに出た。航空各社は定期航空協会を通じて受け入れを拒否しているが、政府は各社から個別に回答がないと現在も要請を続けている。「米軍輸送資格」を取得するということは、政府も認めているように日米地位協定上の米軍機扱いとなり、航空法が適用除外となる運航である。安保関連法によれば、自衛隊の後方支援（兵站）で武器・弾薬輸送が可能とされており、民間機が「米軍輸送資格」を取得することは、米軍の支配下に置かれ武器・弾薬の輸送を求められることになる。これは民間航空にと

っては自殺行為であるが、この危険は高まっている。民間航空は平和産業であることがこの業界の合い言葉である。かつて世界最大の航空会社であったパンアメリカン航空は1991年に経営破綻した。「戦争をする国」米国の象徴的存在であったパンナムは、報復テロの標的とされ、パレスチナのテログループによるハイジャックやリビアのテロリストによる爆破攻撃で旅客が激減したことなどが破綻の原因になったのである。つまり、戦争のない平和な社会でなければ、安心して航空機を利用することはできないということである。空にあこがれて長く航空に関わる仕事をしてきた原告●●は、自分たちの責任で運行させている航空機が、人々を乗せた棺になることが起こりうることを考えるとき、絶体絶命の上空という場であるだけにどうしようもない絶望感にさいなまれている。自らの命の不安にとどまらない多数の人の命を預かる立場に置かれた今の職場にあることから、原告●●の苦悩ははかりしれない。このような精神的被害は広い権利の総体といわれる人格権の侵害というほかない。

4 信念や生き方を害された原告ら

(1) 信念や生き方を害された原告らに共通する被害

これらの原告の中には、戦前の教育を受けてきた者もいるが、敗戦による価値観の一変に戸惑いながらも憲法による人権肯定の価値観を学びなおし、戦後を生きなおした者もいる。戦後、多くの人々は、憲法の個人尊重の理念を自分のものとする中で、憲法が人格形成の中心になり、憲法はいわば人格の中心に位置するゆるぎなき骨格となっている。戦後に生まれ育った多くの原告にとっても、憲法が人格形成の中心にしっかりと位置してきたことは同様である。憲法とともに、それに支えられ生きてきた多くの原告にとっては、新安保法制法の成立は、自らの生の否定であり、人格の否定であり、自分の生きることの中心に位置するものの破壊である。個人にとって、これほど大きな苦痛はありえない。それらの原告

たちは、それでもこの国で生き続けるしかなく、一瞬にして光を見失ったも同然である。これらの原告らは、新安保法制により、生きる信念を傷つけられ、その生き方や仕事に大きな打撃を受けた。まさに人格そのものを否定され、破壊された。国際社会に対しても平和な日本の信頼を誇りに生き、貢献することが困難になり、さらにはこれまで築いた自己の人格と自己の意思に基づいて生きること傷つけられたのであり人格権を侵害しているものである。

とりわけ、教育者である原告たちは、深い苦悩にさらされている。例えば、憲法について教える者は、今までの自分が正しいと信じてきたことと政府の立場との大きな違いに戸惑い、学生にどう教えればよいのか悩んでいる。教育者が自分の良心に反することを教えることはできない。しかし、新安保法制はそれを求める。教育者がこのように自分の良心を封印することを求められることは、この上ない精神的苦痛であり、それがすでに起きている。かつて、アジア・太平洋戦争に向かって驀進した時代に同様の状況であったことを思い出すと、これらの原告たちの恐怖と不安は一層募り、苦痛に苛まれている。

(2) それぞれの被害の実情

ア 原告●●●●(原告番号1)の場合(甲D1)

～大学教授として研究と教育において貫いた思想を打ち砕かれることになった被害～

原告●●は1933年福岡県小倉生まれである。4歳の時日中戦争がはじまり、戦場へ行った原告●●の父は原告●●が6歳の時、中国北部で戦病死し、靖国に祀られた。原告●●の家は「誉れの家」となった。学校では戦争は「東洋平和のために」と教え込まれ、やがて原告●●は当然のように軍国少年になっていたが、中学1年の夏に敗戦し、終戦の安堵と将来の不安の中、教科書の墨塗り体験は、それまでの価値観を自分の身体で否定した体験であり、翌年配られた「新しい憲法のはなし」は新鮮な驚きだった。戦後改革、憲法と教育基本法のもとで原告●●の青年期は始まる。人間の問題を深く考えたいと大学院

で教育哲学・教育思想を専攻した。戦争と平和の問題は、なぜ自分は軍国少年であったかの問いとして、学部生の時からの関心事であり、法学部では、丸山真男ゼミで「日本におけるナショナリズムとファシズム」、尾高朝雄ゼミでカントの「永久平和論」を読み、大学院では現場教師の平和教育実践に触発された。こうして、原告●●は人格形成を軸とする人間教育にとって、平和は条件であり、目的であると考え、平和主義を教育思想の中軸に据え、さらには自分の生き方として捉え、戦後 70 年を生きてきた。原告●●にとって、安倍内閣のもとでの教育基本法制定（2006 年）は衝撃的であり、教育学研究の根拠を奪われる思いであった。それでも憲法がまだ生きていて思い直してきた。しかし、安保法体制が進めば、マスコミと教育は国民馴化のための手段となり、社会から、学校から自由の雰囲気が消えていき、再び軍国少年少女が育てられるという 70 年前のあの頃が蘇ってくる。さらには、貧困と格差が経済的徴兵の温床となるのではないか思う。原告●●は、軍国少年の時代を経験し、その後それまでの価値観が否定される社会を目の当たりにしたなかで、自らの生き方を模索してきた。その中で平和であることを信念とし、それに基づいて研究と教育活動を行いながら生きてきた原告●●の人生を、新安保法制法の成立は根底から傷つけたのである。研究者としての精神活動の自由を侵害され、教育者としての活動の中心をも侵害されるものであってまさに原告の人格権を侵害しているものである。

イ 教科書裁判を支えた原告●●●（原告番号 511）の場合（甲 D511）

～戦争をしないために真実を教える教科書を作るため人生を掛けてきたすべてが否定された被害～

戦争の恐怖を体験した原告●は 4 歳の時に終戦を迎えた。

貧しかったが働きながら夜間定時制高校に通い、その 4 年間に原告●は、恩師によって、憲法・教育基本法の理念を活かす教育を受けた。これがその後の原告●をつくる基礎になり、日本は二度と戦争をしない、他国の人々を戦争で

殺すことも、自国民が戦争で殺されこともあってはならないと強く考える精神を育てた。その後、教科書から平和や真実が消されていった時代となり、その中で「戦争の真実を書いた教科書」を守るために闘いを挑んだのが「家永教科書裁判」だった。この家永教科書裁判を支援するために、教科書検定訴訟を支援する出版労働者の会が1965年10月に結成され、原告●も中心となって活動した。家永三郎氏が教科書裁判を提訴した時、次のようにその思いを語った。

「私は、ここ10年余りの間、社会科日本史教科書の著者として、教科書検定がいかに不法なものであるか、いくたびも身をもって味わってまいりましたが、昭和38、9両年の検定にいたっては、もはやがまんできないほど極端な段階に達したと考えざるをえなくなりました。憲法・教育基本法をふみにじり、国民の意識から平和主義、民主主義の精神を摘みとろうとする現在の検定の実態に対し、あの悲惨な体験を経てきた日本人の一人としても、だまってこれを見のがすわけにはいきません。」「戦時中、一人前の社会人だった私は、今日考えると、戦争を賛美しなかったことに誇りをもちながらも、戦争を阻止できなかったことを懺悔します。今日、戦争の芽生えがあれば、それは絶対につぶさねばなりません。戦争で私たちの世代は大きな被害をうけ、多くの仲間が死んでゆきました。この莫大な犠牲の上に憲法ができました。平和主義、民主主義の二つの柱は、これら尊い人命の唯一の遺産です。これをダメにしては申し訳ありません。」家永氏が教科書裁判を32年間もたたかいつづけたのは、日本が二度と「戦争する国」になってはならないという強い思いであったが、支え続けた原告●も、同じ思いであった。50年を越える人生を掛けた闘いである。今回の新安保法制により、教科書検定においても、集団的自衛権行使容認、日本がアメリカと一緒に「戦争する国」になることを肯定する教科書検定がまかり通るようになってきている。新安保法制は、原告●の生き方の支柱となった戦争否定、立憲主義や個人の尊厳の尊重を根底から覆すものであり、原告●が人生の4分の3をかけて作ってきた平和のための教育の実践に向けた活動

を否定するものである。これは、原告●●の精神的な活動の根底にある価値を侵害したものであって、人格権が大きく侵害されているのである。

ウ ジャーナリスト 原告●●● (原告番号 207) の場合 (甲 D207)

～ジャーナリストとして命の大切さと平和を核心として真実を取材し報道する使命を持ってきた生き方を全うできなくなる危険にさらされた被害～

原告●●は 30 年余、新聞社に勤務し記者活動を続けて、8 年前退職した。記者活動のうち最後の十数年は平和問題、とりわけ戦後補償問題に取り組む一方、アジア・太平洋戦争の舞台となった戦跡やニューギニア島の日本軍兵士の遺骨収集にも加わり、現地報告を含めた連載や記事を紙面化してきた。退職後、ひとりのジャーナリストとして、現職の時と同じ問題意識を持って、海外の戦場や戦跡を訪ねる一方、戦争体験者からの聞き取りを続け、これは現在も続けている。次世代に戦争の実相と証言者たちの経験を伝えておくことが、原告●●の使命と考えたからだ。原告●●自身は戦後生まれの団塊の世代だったが、インドネシア・スマトラ島の戦場に赴き、シンガポールでの捕虜生活を経て、南方戦線最後の引き揚げ船で帰還した原告●●の父から漏れ聞く戦争の話、戦火の中逃げ延びた祖父母や母の話、学徒出陣し激戦地・フィリピンから生還し、大学復学後に平和と民主主義のため労働運動に身を投じた原告●●の叔父の残した記録など、間接的に戦争を体験しその理不尽さと平和の尊さを吸収していた。

原告●●は戦争の傷跡を取材対象に、考える機会を保障され、また発表・発言されることも保障された自分は、戦争を忘れることなく平和を守っていかなければならない、そのためにペンを取ることが自分の使命だと考えるようになったという。安保法制は、原告●●がこれまで守り、積み上げてきたものを否定するようなものである。さらに、原告●●が今後失うことを危惧するものがある。戦後補償問題を追う過程で何度も中国に行き、ニューギニア島の遺骨収集を行って出あった現地の人たちに「戦争を二度と起こさないよう、戦後処理

をきちんと行うために来ました」と伝えた約束である。「平和国家・日本」「戦争をしない国」だったからこそ、これまで続けてこられた原告●●の仕事や現地の人たちとの信頼関係を奪われることは、原告●●そのものが失われることでもある。このように平和が自分の生きるバックボーンなって生きてきて、それがジャーナリストの信念となりこれまでの活動を支えてきた。新安保法制法はこれらの価値観をすべて破壊するものである。また、原告●●の活動は国際社会とりわけ戦争の被害を与えた国の国民らとの平和的な関係構築に向けてきた活動をおこなってきたのであるがそれもまた根底から覆され、回復不可能な信頼の破壊をもたらしている。原告●●が傷つけられたのは、まさに人格権といえるものであり、その損害は甚大である。

エ 元教員 原告●●●● (原告番号 83) の場合 (甲 D83)

～教員として子どもたちに生命の大切さ、相互にそれを尊重する気持ちを育てることに専心し、自らの実践としては戦後補償の活動こそが平和に資するものと尽力してきた信念を害された被害～

日本国憲法と同年齢の原告●●は 2007 年まで東京下町の中学校の社会科教師をしてきた。この 34 年間、日本国憲法の内容を生徒ともに考えてきた。その核心は「日本は二度と戦争はしない」「紛争は話し合いで解決する」という理念で、生徒ともに体に刻み込んできた。2007 年退職後は、中国人戦争被害者の要求を支える会の事務局長として、中国人戦争被害者と交流し、その思いに共感し、日本がおこなった侵略戦争の事実を被害者の方から聞き、この後始末をつけなければならないと考えてきた。日本国憲法が「国際紛争を解決する手段としては武力はこれを行わない」と決めたのは先の戦争で日本国民が被害にあい、侵略した国々の人々を多く殺傷してきたことを反省したからだとして 34 年間の教師生活のなかで、子どもたちに伝え、子どもたちとともに考えてきた。東京都の中学校教師になる時 (1973 年) には、都教委に「日本国憲法を遵守します」という誓約書を書いた。その後の社会科の教師の生活の原点だと思って

教育実践を続けてきたが、昨年の新安保法制法の制定は、この教師生活の中で生徒ともに考えてきた生活を全否定されたことに等しい。また、中国人戦争被害者の要求を支援する活動の中で、中国の戦争被害者と交流する中で、日本がおこなった侵略戦争の後始末はきちんとつけなければならないと確信するに至り、信頼を結んできた。前の戦争の後始末をつけていないのに、新しい戦争ができるようになったことは、前の戦争の被害者のからすれば耐え難いことだ。中国人戦争被害者の要求は日本の裁判所で 1995 年から審理されてきたが、2007 年の 4 月に最高裁判所は「日中共同宣言による中国人の請求権は放棄された」とする「請求権放棄論」で中国人戦争被害者の請求は棄却されてきたが、加害被害の事実認定はあり、当事者による解決を促す付言をつけていた。にもかかわらず、日本は一貫して「解決済み論」をかざし、解決へむけての被害者の要求に耳を傾けていない。民間企業に対する訴訟で 2016 年 6 月三菱マテリアルが被害者の方々に謝罪し、基金を拠出して和解に応じた事実は、解決済みを強弁できるものではないことを物語っている。にもかかわらず、日本の政府が、アジアの戦争被害者の声に耳を傾け、謝罪と被害者の納得する解決をしないだけでなく、戦後の日本の姿勢を覆すような、戦争に突き進む国の方針転換はアジアの中で平穏な生活を危うくするもので、原告●●のこれまでの活動の中での皮膚感覚に照らすとその危機感と不安感は耐え難いものである。新安保法制法の成立は、原告●●の教育者としてのこれまでの信念に基づいた教育活動を否定するものであり、また被害を与えたアジア諸国の関係修復という平和的な実践活動の意義とそれによって築いてきた関係性をすべて破壊するものであって、原告●●の人格権は大きく損なわれ、その痛みは筆舌に尽くしがたい。

オ 大学教員 原告●●●● (原告番号 509) の場合 (甲 D509)

～憲法研究者としての核心である人権の尊重とそのための平和主義というプロフェッショナリズムを否定された被害～

安全保障政策は、本来は、民主主義的な過程で議論すべきであるにもかかわらず、今回の安保法制の立法過程で、政府は、憲法学者の意見を完全に無視した。2015年6月4日の衆議院憲法審査会において、与党推薦の参考人である長谷部恭男氏、小林節氏、笹田栄司氏らはいずれも安保関連法案について明確に異議を唱えた。その前日6月3日にも憲法研究者計173名の賛同を得て「安保関連法案に反対し、そのすみやかな廃案を求める憲法研究者の声明」（甲B6）を公表し、マスメディアにも取り上げられた。朝日新聞のアンケートでも憲法学者のほとんどが、安保関連法案は違憲であるとの見解を明らかにした。このように、原告●●ら憲法研究者の声は世論を喚起し、安保関連法案の問題性を浮き彫りにし、政府に廃案を迫る勢いとなったのだった。ところが政府与党は、「法案に賛成する学者もたくさんいる」と述べ、賛成を表明する学者が数名であることが暴露されると今度は「数は問題でない」といい、研究者が指摘する法案の問題点に何ら向き合うことなく強行採決してしまった。これは、憲法研究者のプロフェッショナリズムを愚弄するものであり、原告●●は学者としての自尊心を傷つけられ、著しい侮辱を受けた。学生時代から立憲主義のすばらしさに目覚めて憲法を深く研究し、政治も真理を探究する専門家の声には耳を傾けるべきであると考えてきた原告●●にとっては、大変な屈辱であった。今まで、憲法研究者の中には、どちらかというとなら法解釈学として憲法を研究する憲法学が王道、という傾向があり、原告●●のように研究の傍で集会や運動の場に出てきて発言する実践的な憲法研究者は決して多くはなかった。ところが、この安保法制強行採決以来、長谷部恭男氏や樋口陽一氏といった、研究室で法解釈学を論じてきた重鎮の方までもがどんどん街頭に出てきて発言するようになった。これは、真理の探究に対する危機感が憲法研究者のなかに募っているという証である。また、これまで研究してきた憲法解釈とまったく異なる憲法への理解にもとづく安保法制が成立し、施行されたことに原告●●は教授する立場においても大きな戸惑いと危機感を覚えている。原告●●が一貫し

て教えてきた9条についての解釈と異なる立場を政府がとり、また、政府与党の立場と異なる立場を「偏った立場」とする風潮が芽生えつつあることである。現に原告●●の大学の広報課職員は、原告●●がマスコミの取材を受けて意見を述べたものをチェックし、「あまり政府非難しない方が良いのではないか」などとあからさまに言動規制しようとしている。これはまさに学問の自由・表現の自由に対する直接的な侵害である。

本来自由な研究と教育が保障されるべき、学問の世界で政府見解を教えることが強要されている現状は国家から自由であるべき憲法の研究が、国家によって規律され、政府見解が正しいものと押し付けられる、恐ろしい時代が到来しているのであって、天皇機関説事件は決して過去のことではなくなっている。新安保法制法の成立は、原告●●自身の研究者としての信念に基づいた研究活動とともに多くの学者による研究成果が政治により踏みにじられるという被害を受けた。また、これまで行ってきた教育活動の中心部分が破壊されたことにより、今後の教育に対する大きな不安を抱いている。このように新安保法制法により原告●●の精神的な活動の核心が否定されたのであって原告●●は人格権を大きく侵害されたのである。

カ 真剣に生きてきた若者 原告●●●●● (原告番号3) の場合 (甲 D3)

～祖母からの言葉に学んだ20数年の人生の核心部分を破壊された被害～

原告●●は、1989 (平成元) 年生まれで20代の若者であるが、祖母から戦争のことを聞いて育った。戦争で祖母の父親も兄も死んだこと、祖母の父親が戦地から帰還後に自殺したこと、祖母自身も1945年8月2日の八王子大空襲 (市街地の約80%が焼失) で逃げ惑い、死んだ人や猫・犬たちの焼かれた匂いなど「すべて怖い」と原告に語った。身近な祖母の口から何度も語られる体験に基づいた被害の様子は原告●●に疑似体験をさせるほどだった。原告●●が小学校3年生の学芸会で、八王子の史実の劇が扱われた。1945年7月8日に、都内から八王子に疎開してきた子どもが米軍の機銃掃射を受け犠牲になり、そ

の子の両親が、寺にある子どもに似た地蔵さんに遺品のランドセルを背負わせたという本当の出来事を学芸会で演じたのだった。村の子の役をもらった原告●●に、祖母は防空ずきんとモンペを縫い、最後に名前と血液型を書いた布を縫い終わった時に、戦争の辛さを思い出し、もうあんな辛い思いはしたくないと言いながらわーっと泣き出した。原告●●は祖母の泣く姿を見て、戦争は怖いものだ、悲しいものなんだと心に留めた。

このような体験をした原告●●は、「今は戦争をしてはいけないという憲法がある」という祖母の言葉を、祖母と同じ安堵の思いで受け止め育った。

原告●●が小学6年のときに9.11があり、国際的なテロや、米大統領ブッシュの「正義の戦争」や「貧困」、「差別」、「戦争」の問題を考えるようになった。社会はすべて自分の生活に繋がっていることを自覚し、原告●●自身はじめて世界にリンクできたと感じた。2002年12月中学1年のときに、イラク戦争が始まるといわれ、初めて母と一緒に市民団体主催の反対集会に参加し、戦争で人の命や生活が失われるということに焦りを感じて、何かしなければならぬ、という思いに突き動かされていった。

一方、原告●●は現在障害者施設で勤務しているが、福祉の現場では、政府の福祉予算は年々削減されており、現場で仕事をしている原告●●ら時間単価960円、正規職員の初任給は手取り15万、長く勤続している職員でも手取り20万に届くかどうかという賃金で労働条件は過酷を極める。ある施設では入所者50名で夜勤はたった一人。一人では夜間に50名全員を廻り、おむつの処理をしきれず、お漏らしでベッドのスプリングがさび、デコボコのベッドに寝ることになる。支援する人も支援される人も悲しい状態があふれている。戦争できる国では、真っ先に排除の対象になるのは、障害がある人たちだ。集団的自衛権行使容認を閣議決定が7月に行われた今から2年前(2014年)の11月11日に日比谷公園で集会が行われていた時に、男性が集団的自衛権行使容認反対と訴えながら焼身自殺をした。この年6月にも同様の焼身自殺が起こっ

ていた。原告●●は憲法9条を変えようとする流れを止めることができるのか
言いようのない焦りや恐怖感に襲われた。

安全保障法制がもたらした原告●●を含む日本人の命の危険は抽象的なもの
ではないことは、2016年7月2日、バングラデシュの首都ダッカで、テロ事
件が起こり日本人7人が犠牲になったことを見ても明らかである。幼少の頃か
ら祖母に教えられた戦争を行わないかけがえのない憲法9条が、新安保法制
によって破壊されてしまったことは原告●●の心に大きな傷跡を残した。そし
て、小学生の頃から間違っていることに対して声を上げてきた原告●●にとっ
て、憲法が保障する表現の自由などのかけがえのない人権が、この新安保法制
法の成立過程で政府が示した立憲主義の破壊によって、重大な危機に瀕してい
ることに強い危機感を感じている。新安保法制法が成立し、施行された今、新
安保法制法に反対する原告●●は、沖縄で起きているような強大な権力的弾圧
を覚悟せざるをえず、緊張で心が震え、弾圧されることがあるかもしれないと
いう恐怖心にさいなまれている。若い原告●●は祖母の戦争体験からその悲惨
さと平和の尊さを学び、生きる核心を自覚的に丁寧に築いてきたのである。新
安保法制法はこれらすべてを否定するものであり、原告●●の20数年という
人生のすべていえるほどの人格を傷つけたものである。原告●●が幼少の頃か
らまっすぐに平和に向けてすすんできたことに照らすと、その被害の比重は人
生の100%といってもいいほどで、他の原告に比べてもむしろ大きな人格権の
侵害をうけているのである。

キ 宗教家原告●●●● (原告番号15) の場合 (甲 D15)

～宗教家としての信仰が害され、信徒の信仰を守ることの困難となること
や、東南アジアで築いた信仰に基づく絆が破壊されることによる被害～

原告●●は、キリスト教会の牧師である。原告●●の父は17年間インド
ネシアで布教活動をし1990年に帰国した。「平和をつくる者たれ！」という
キリストの教えに反する新安保法制法は、牧師としての信仰信条に反するも

のであり、信徒に指導する立場からも非常に苦しんでいる。

戦争は宗教を弾圧する。先の戦争の際、治安維持法の下で宗教は著しい迫害を受けた。日本キリスト教は、231名の牧師の検挙、300以上の教会が閉鎖された。戦時中に施行された宗教団体法により日本基督団は管理統制を受けて伊勢神宮参拝を強制され、全国の教会からの献金でゼロ戦4機を陸海軍へ献納、1943年にはアジア諸国の教会に大東亜キリスト教の建設協力を促す書簡を送ったという歴史がある。インドネシアで生まれて15歳まで育った原告●●は、子どもの頃に現地の友人から「おじいちゃん日本軍に拷問を受けた。今でも体中に傷があるんだ」「●●は日本人だから友達になっちゃだめだと親に言われている」と言われた経験を持つ。そのような中で牧師の父は「かつて、日本軍は刀を持ってこの地にやってきた。しかし今、私は平和の福音を携えてこの地に戻ってきました」と語りかけ、神様からの赦しをいただき互いに赦し理解しあって、受け入れられていったのだった。教会の史実にとどまらないアジアでの戦争の現実を体験してきたのである。

奇しくも9.11米国同時多発テロの時、アメリカの神学校に留学中だった原告●●は、厳戒態勢が取られ、町の電光掲示板にすべて「God bless America」と表示され、「国家的危機」宣言が出され、安全を守るためには「武力もやむなし」という主張がニュースにあふれたアメリカ社会を見た。そこではメディアの沈黙、危機感の扇動、愛国心の喚起、権力の濫用が横行していた。原告●●は、日本の今の空気が9.11当時のアメリカに似ていると感じている。アメリカはその後戦争に突入したが、15年たってもテロはなくなっていない。

キリストの教えに反する新安保法制法が成立したことで、原告●●は、自らの信仰信条をゆがめられ、宗教的な人格権を大きく侵害された。原告●●は、「戦争する国」のもとで信仰を守り、牧師として信徒の信仰を守ることがいかに困難なことであるか、自らの体験として知っている。このため原告

●●は、新安保法制法の成立に、大きな不安を感じ、宗教家としての魂が抑圧されている。原告●●にとって、父とともに歳月を掛けて信仰に基づく絆を結んだ、インドネシアの同胞たちが、新安保法制法の成立により日本への信頼を失っていくことは、宗教家としての心がもぎ取られるような大きな苦しみであり、人格の核心部分が大きく損なわれている。

5 テロが発生する高い蓋然性を持った危険に恐怖を感じその平穏な生活と精神を脅かされる原告ら

(1) 現に米軍基地や自衛隊基地の周辺に居住している原告、原発の被害を熟知し恐怖を感じている原告、海外での日本人の扱いを知っている原告ら

例えば、原子力空母が配備されている横須賀基地では、戦争と原発被害との2重苦が現実化することを考えざるを得ない。新安保法制法により、日本がアメリカとともに他国間で戦争になった場合、横須賀は真っ先に攻撃対象となることは、火を見るよりも明らかである。基地周辺に住む原告らは、基地がテロ攻撃の対象になることも覚悟しなければならない。新安保法制法は、その成立以前から存在した危険の蓋然性をたとえようもなく高めた。基地周辺に暮らす人々の恐怖はすでに現実のものになっている。自衛隊のいわゆる防衛予算が年々膨張し、今年度は過去最高になっていることは、周知の事実である。そのことは、日本が海外での戦争に参加していく蓋然性を示すと解すべきであり、基地周辺に暮らす原告らの日常生活の危険度を高めるものである。

原発周辺に居住している原告たちも同様な危険を実感している。その他、容易に攻撃対象とされやすい原発の脆弱性と被害の重大性を熟知する原告は、新安保法制法の制定がこの危険に接近することの危険を感じ、海外での日本人の扱いを知る者は、日本の無頓着な行動に非常な焦燥感を感じている。

(2) それぞれの被害の実情

ア 基地周辺に暮らす原告●●●● (原告番号 515) の場合 (甲 D515)

～安保法制の成立によってもたらされるであろう原子力空母に対するテロ攻撃等により生命身体の危険にさらされることへの不安と焦燥にさいなまれる被害～

米海軍横須賀基地に配備されている米艦船が、実際に行ってきた任務についてみると横須賀基地を母港とする空母機動部隊は、湾岸戦争、イラク戦争で、先制攻撃の中軸を担ってきた。イラク戦争では横須賀母港の2隻のイージス艦が、巡航ミサイル・トマホークを発射して戦争が始まった。先制攻撃のあと横須賀母港の空母キティホークの艦載機が5000回以上の攻撃を行った。結果、イラク戦争の犠牲者は19万人でその7割の13万4000人が戦闘に巻き込まれて死亡した一般市民といわれているが、アメリカ軍兵士の戦死も4500人を超え、除隊後の自殺者や戦争後遺症に苦しむ元兵士の多さが深刻な問題となっている。

武力による攻撃がこれだけの被害をだすものでありながら、その正当性は非常に脆弱である。イラク戦争での開戦理由とされた、フセイン政権による「大量破壊兵器の保有」も、「テロリストをかくまっている」ことも事実ではなかったことが、米国自身の調査で明らかになっており、また2016年7月には、同盟軍であったイギリスの独立調査委員会（チルコット委員会）も、「侵攻は法的根拠を十分に満たしていたと言うにはほど遠い」と調査報告書を発表した。

原告●●ら基地の街に暮らす市民は、こうした国際法に反した先制攻撃による軍事力の投入が「平和」を遠ざけ、より大きな混乱を作り出しだしているという現実に大きな不安を抱いている。歴史学者のエマニュエル・トッドが「ISを生んだのは、アメリカのイラク侵攻だ」（朝日、2015.2.19）と指摘しているのと同様の歴史の悪循環であり、欧米諸国が過去数十年にわたって繰り返してきた空爆や地上戦が、夥しい数の中東の市民を犠牲にしてきたことが、今日の「テロの脅威」を呼び込んでいるといわれていることも同様である。こうした現状を冷静に見るとき、安保法制の成立によって、原告●●が暮らし

ている横須賀に基地のある米軍と自衛隊が、より同盟化を強め、一緒になって、新たなテロを生み出すことにつながる軍事行動を起こすことになる可能性は非常に高い。このことは、杞憂ではないことも事実である。

米軍基地自身が、随分前から「テロ」を現実問題と考えていることを原告●●は見ている。2001年9月11日、アメリカで発生した「同時多発テロ」に関連して、在日米軍基地がとった対応である。9.11「テロ」の直後、米陸軍相模補給廠の入口には土嚢が積まれ、その上部には機関銃が据え付けられた。重武装の兵士が構える銃口は市民に向けられていたのである。また横須賀基地の正面ゲートでは、基地で働く人々の通勤時には、弁当の中身や着替えの下着までがチェックされ、人権侵害の指摘が新聞記事になった。さらには9.11の2日前の「星条旗新聞」は、1面で「テロに注意、韓国と日本の米軍基地が攻撃の対象に」という警告記事を掲載していた。そして、空母キティーホークは、テロを恐れて横須賀基地から避難した。これは14年前のことである。

新安保法制法の成立によって、こうした軍事行動がより日常的になれば、米軍自身が自覚している横須賀基地への「テロ」の脅威はさらに増すことは間違いない。現に、横須賀市の「国民保護計画」（2011年3月）は第1編「総論」、第5章「市国民保護計画が対象とする事態」のなかで、「基地等の機能発揮阻止のため、これらの攻撃が想定される」と位置づけている。さらに横須賀市の「国民保護計画」は、こうした攻撃には、「武力攻撃原子力災害」が含まれ、「米海軍の原子力艦が横須賀基地へ寄港することから、原子力艦の武力攻撃原子力災害に対しても対処を定める必要があるという特殊な地域特性を持っている」（第3編、第4章）と書いている。2008年から横須賀に配備された原子力空母は、一時寄港ではなく、横須賀基地で定期修理も行い、平均的な滞在日数は200日前後。加えて、原子力潜水艦の寄港もあり、年に300日近くは、横須賀基地に原子力艦が停泊しているのが現状である。こうした原子力艦が攻撃され原子炉が破壊されれば、基地から10キロの距離に住む原告にとってはも

ちろんのこと、その被害は、首都圏全域に広がると取り返しのつかない大惨事になると原子力情報資料室のシミュレーション結果は警告するという。

原告●●は、冷静に事実を見て新安保法制法によって受ける被害の蓋然性が極めて高く、その被害は甚大なことを知った。新安保法制法によって原告●●が被ったものはまさに安全に生きることその生命と身体、生活の安全への被害である。そして、原告●●は一人で生きる存在ではなく、家族や地域コミュニティー、そして日本という規模でも自分の生活にかかわるものであることから、自分の関わる環境の安全と平穏が根こそぎ破壊されるという人格権が侵害されているのである。

イ 元原発技師原告●●●● (原告番号 522) の場合 (甲 D522)

～容易に攻撃対象とされやすい原発の脆弱性と被害の重大性を熟知し、その被害に住民と国の受ける打撃に絶望的な思いにさいなまれる被害～

原告●●は 1971 年に東芝の原子力事業部に入社し、約 20 年間、福島第一原子力発電所 3,5 号機、女川原子力発電所 1 号機、浜岡原子力発電所 1,2,3 号機の基本設計を担当した。その経験から、原子力発電所の複雑性と危機管理への脆弱性は熟知している。原発に事故が起きたとき、その結果生ずる放射線被曝による被害は、数百年にも及ぶ長期間の被害であり、人体への被害、生態系への被害は計り知れないものである。

一方、原発は空からの攻撃に弱いばかりでなく、近傍送電線や使用済み核燃料を保管する燃料プールも狙われやすい。原発の爆発事故時の放射能拡散の恐ろしさゆえに、欧米では、テロなどで予測されるいわゆる航空機の衝突に関し、実験などにより、厚い壁が貫通することはないと実験的に示されているが、ミサイルによる爆弾の攻撃に対する強度は証明されていない。仮に航空機やミサイルが貫通しなくても、爆弾の破裂による、コンクリートや鉄鋼構造物の破壊による破片が二次衝突を起こし、施設内の鉄鋼構造物が破壊され、原子炉などの機能停止が生じ、メルトダウンなどによる放射能の環境への放出が生じるも

のと推定される。原告●●が知悉する日本の原発は、テロ対策は何もしていないといっても過言ではない。約 37 万平方キロメートルの狭い国土の海岸線に約 50 基の原発があり、この原子力施設が空爆された場合、原発破壊による放射線拡散により、国民が生活の場さえ失うことが容易に想定され、戦慄を覚える。

このような被害をもたらす原発に対して攻撃を加えることは、敵対する者としては容易に発想することであり、その甚大性故に理性的に抑制されるものではないことは、歴史上明らかなことで、1981 年 6 月 7 日にはイスラエル空軍が、F 16 爆撃機でイラクの原子力施設を空爆した。近年、9.11 の際、ニューヨーク州の原発もテロリストの攻撃対象のひとつだった事実がある。最近のベルギーのテロリストたちは当初、原発を狙っていたといわれている。さらに、フランスでは環境団体グリーンピースが原発施設への侵入に 2 度成功したことは、欧米ですら、いかに原発がテロに脆弱かを明白に証明している。今回の安保法制に基づく集団的自衛権の行使の結果、日本がテロリストの標的に加えられることが不可避であり、また海外から空爆を受ける恐れも考慮する必要がある。テロの効果的な対象が「日本の原子力施設」であることは明確な脅威である。このように、原告●●は、原発がテロに狙われ、破壊による被害をもたらすことの蓋然性の高さを技術者として知っているだけでなく、さらには福島原発事故のあとの様々な検証に関わる中で、その脆弱性とその被害の甚大性を一般国民以上に知り抜いた立場からは、50 基以上の原発をかかえる日本において、平和な外交を進める以外にこの危険から逃れる方法はないことを客観的に理解しその危険性を焦燥感と戦慄を持って感じ苦悩している。新安保法制法によって原告●●が被ったものはまさに安全に生きることによる生命と身体、生活の安全への被害である。そして、原告●●はその原発の政策に関わった者として、多くの国内の住人が、原発の近くではただちに深刻な被害が、遠い地域でも早晩深刻な被害が起これ、その影響が想像を絶する規模と時間で襲ってくることを

考え、自分の関わった人生を否定するほどの大きな精神的被害を受けているのであって、原告●●の人格権が大きく侵害されているのである。

ウ 海外での受け止めを知る原告●●●● (原告番号 134) の場合 (甲 D134)

～知人を持つ海外での生活を送り、知人を海外に多数持つことから、海外での日本人は被差別側の有色人種であり、日本国への信頼をなくしたとき、日本人は海外で安全を保障されてはいないことを知り、その危険性に焦燥感にさいなまれる被害～

原告●●は大学生の息子と中学生の娘の二人の子どもを持つ母親であるが、アメリカやイギリスに住む日本人の友だちがおり、この海外の知人から聞く話、日本が海外からどのように見られているのかという話を聞き、衝撃と背筋が寒くなるような思いをしている。海外では「日本人は差別を受ける対象」であることを認識しなくてはいけない、ヨーロッパにおいてシリアからの難民に対する対応が変わったのは、「ある男の子の遺体」が漂着してからと言われている。その小さな体に涙した人の気持ちは善意からであるが、それ以前にも多くの人々が地中海で遭難死しているのに、何故この男の子のニュースが話題になったのか。それは、以前遭難死した人々の多くが有色人種であったのに対し、「男の子が白人」だったからだと言われ、そこに根強い人種差別が存在しているというのである。このように、白人優位の考え方は否定できず、世界中、様々な社会で有色人種は迫害の対象になりやすく、日本人もその一部であるということだ。海外からみれば、日本人は韓国人・中国人との区別がつきにくく、東洋人でしかない。ただ、長い間、日本は経済が発展し豊かな国であったので、海外に多くの援助をしていたことと、そして憲法に守られて戦争をしない国であったため、歓迎される国民ではあった。2015年、安倍総理大臣は、IS対策として、日本が総額2億ドルの新規支援を行うとイスラエルにおいて発表した。このことは、海外では、「日本人がテロの対象になった」ことを意味し、海外から帰国する人や派遣を取りやめる会社が増えたことを聞く。さらに安保法制

の成立により、日本は戦争のできる国になったことは、海外では、はっきりと報道されており、そのために帰国する日本人をさらに増やし、海外に住んでいる人々の不安感をより大きくしたと聞いている。イギリスの地方在住の友人は、原告●●に、イギリスで生活するには目立たないように繁華街のマンションの中の一部屋に住んだ方がいいという。住宅地に一戸建てで日本人が住んでいると、その存在が非常に目立ち危険なのだという。近年経済状態のよくないヨーロッパでは、海外から来る人々により、自分たちの生活が脅かされているという考えがあるのだという。日本が他国との関係の中で存在しているということは、他国での友人の体験を具体的に聞くと理解がより深まる。このように世界の中で基本的に有色人種として扱われる日本人にとって、新安保法制法の成立は在外邦人にとって「もういいかげんにして。唯一の被爆国のやるべきことはもっと違うことでしょう」との実感をもたれているのだ。原告●●は、こういった海外の様子を聞くにつけ、テロを防ぎ、自分の国を自らの手で守るには国の姿勢が世界にどう発信されるかがとても重要だと考えているが、日本は、そのことに気づかず、まったく無関心であることに非常な危機感を感じている。日本は国際社会に多くを頼らなければならない立場であることも前提とした上で、もっと敏感にならなければならないはず、海外で暮らす日本人がどれほど危険な状況に置かれるのか、日本自体がテロの標的にされる可能性についても、もっと想像していかなければ、自分の子どもたちも守れないことになる。新安保法制法の成立により、世界から尊敬されていた「戦争をしない、平和な国の住民」であるという共通認識を失ったことは、回復困難なことで、原告●●は心から怒りと恐怖を覚えている。原告●●はこのような思いから「安保関連法に反対するママの会」に入り活動しているが、今、行動しなければ、子らの世代に禍根を残し、一生後悔を胸に生きることになる。何とかしなければと不安感と焦燥感に駆られている。新安保法制法が招いた国際社会の中での日本の危険、日本人の危険は原告●●自らの行動を萎縮させ、精神的な打撃と恐怖を感

じさせるものであるが、それにもまして、今後社会で生きて行く子どもたちに安全な国際社会で生きられない危険を背負わせてしまったという心の苦しみは、親としての生活に関する大きな被害である。原告●●は新安保法制法によりこのような人格権とも言える権利、利益を大きく害されたのである。

以上